

## 建設業労働災害防止協会役員候補者の公募について

- 1 公募を実施する法人  
建設業労働災害防止協会
- 2 公募する役員候補者の役職  
専務理事（常勤） 選任予定1名
- 3 就任予定日、任期  
発令日から令和4年度総代会（総会）までの間  
（再任されることがあります。）
- 4 職務内容等  
職務内容の詳細、待遇等は職務内容書をご覧ください。
- 5 必要な資格、経験等  
職務内容書をご覧ください。
- 6 選考の視点  
職務内容書において求める資格、経験等を踏まえ、役員としての適格性を有しているかどうかを総合的に判断します。
- 7 選考方法
  - (1) 第一次選考（書類審査）  
選考結果は、令和3年5月12日(水)までに、その合否を応募者全員に連絡します。
  - (2) 第二次選考（面接審査）  
第一次合格者に対し面接を5月20日(木)頃に行う予定ですが、詳細は第一次選考合格者に個別にご連絡します。  
第二次選考の結果は、第二次選考終了後、その合否を第二次選考を受けた方全員にご連絡します。
- 8 応募方法
  - (1) 応募書類
    - イ 履歴書・職務経歴書
      - ① J I S規格履歴書を用い、最近3カ月以内に撮影した顔写真を貼付して下さい。

- ② 確実に連絡の取れる電話番号、携帯電話番号及びeメールアドレスを記載して下さい。
- ③ 職務経歴書は、任意様式により職務経歴（職務内容書の「必要な資格・経験等」に該当する経験等に係る記述を含む。）を記載して下さい。

ロ 自己アピール文書

① テーマ

「特別民間法人である建設業労働災害防止協会の課題をどのように認識し、自らの経験・知識をどのように活かし、専務理事としていかなる貢献ができるか」

- ・ A4用紙2ページ 2,000字程度

ハ 応募期限

令和3年4月28日(水)必着

ニ 応募書類送付先

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 安全衛生総合会館7階  
建設業労働災害防止協会 総務部 総務課

応募書類は必ず簡易書留により公募期間内に到着するように送付して下さい。

また、封筒には「役員応募書類在中」と朱書して下さい。

9 応募に関する問い合わせ先

建設業労働災害防止協会 総務部 総務課

☎ 03-3453-8201 (代)

10 その他

- ・ 応募書類の返却は致しません。
- ・ ご提出いただいた応募書類に記載されている個人情報には本応募のみに使用し、他の目的で使用することはありません。
- ・ 応募に係る費用は、全額応募者負担となります。

## 職 務 内 容 書

### 【公募する役員】

建設業労働災害防止協会 専務理事（常勤）

### 【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

当協会は、「労働災害防止団体法」に基づいて設立された特別民間法人であり、建設業を営む事業主及び事業主の団体が会員となって組織された団体であって、建設業について労働災害防止規程を設定し、並びに労働者の安全及び衛生についての措置に対する援助及び指導を行うこと、その他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動を促進し、もって建設業における労働災害の防止を図ることを目的として事業を行っている。

専務理事（常勤）は、理事会の構成員として、当協会の業務の運営に関する重要事項を議決するとともに、会長を補佐し、業務を執行する職務を担う。

専務理事は事務局長を兼務することから、当協会の運営・業務全般を担う。

当協会の事業を円滑に遂行するため、関係する団体、企業、行政関係及び他の関係者と適切に調整等を行うことにより、安定した事業運営を行う必要がある。

さらに、当協会としては、事業体としての自立を図っていくため、自主事業の大幅な増加と、経費の削減などを図っていく必要があり、専務理事には優れた経営手腕のある人材が望まれる。

当協会が置かれるこのような状況を踏まえ、専務理事に当たる者はその使命を全うする上で必要な取り組みを推進していく意欲と能力と指導力、統率力が必要である。

#### 1 法人名

建設業労働災害防止協会

#### 2 法人の業務内容

当協会は、建設業を営む事業主及びその事業主の団体を会員として組織され、会員等が行う労働災害の防止のための活動を促進するため、建設業について労働災害防止規程の設定、技術的事項についての指導及び援助、労働者の技能に関する教育、安全衛生に関する情報の収集及び提供など以下の主な事業活動を行っている。

##### (1) 教育事業

質の高い各種安全衛生教育事業の実施。

##### (2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業

建設事業場の安全衛生水準の向上を図るため同制度の普及促進及びコスモス認定事業の推進。

- (3) 安全衛生意識の高揚及び安全衛生管理ノウハウの共有化のための事業  
全国建設業労働災害防止大会の実施、労働災害防止規程の周知等、広報資料の作成頒布、安全衛生教育教材等の作成頒布等。
- (4) 調査研究・開発事業  
建設業の安全衛生水準向上のための基礎となる調査研究・教材の開発等を実施。
- (5) 専門家による技術指導・支援事業  
安全・衛生管理士及び安全指導者による技術指導・支援事業の実施。
- (6) 国からの補助事業  
専門工事業者等の安全衛生活動を積極的に推進させるための「中小専門工事業者の安全衛生支援事業」及び「ずい道等建設工事に従事する労働者の健康確保対策の充実を図るための「ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用事業」を実施。
- (7) 国からの付託事業  
国からの付託を受け、「自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業」、「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業」及び「建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業」について、本部と関係支部が一体となって事業活動を実施。

### 3 就任予定日、任期

発令日から令和4年度総代会（総会）までの間  
(再任されることがあります。)

### 4 職務内容

専務理事は、会長の命を受けて、当協会の業務運営の総責任者として、次の業務を掌理する。

- (1) 協会全体の組織及び業務運営に関する企画立案・総合調整
- (2) 経営戦略、事業計画の策定
- (3) 上記2に係る業務の企画運営
- (4) 職員の人事、労働条件の決定等の人事・労務管理
- (5) 予算及び決算、資産管理等の財務全般

特に、専務理事は、任期中において、自主事業の拡大等による経営の自立化を推進するとともに、役職員が一体となって厳しい状況を乗り越えていくための統率力と指導力を発揮する必要がある。

### 5 必要な経験・資格等

上記の職務を的確に遂行するため、専務理事には、以下の能力、経験等が求められる。

- (1) 年齢が、就任日において65歳以下であること。  
なお、任期中に70歳を超えた場合は、任期満了時が限度となること。
- (2) 建設産業関係団体等において人事・労務管理・財務担当及び労働安全衛生担当の役員等としてマネジメントを行った経験を有すること。  
特に、建設業労働安全衛生マネジメントシステムの業務に関与した経験を有することが望ましいこと。
- (3) 安全管理士又は衛生管理士となる資格を有すること。
- (4) 当協会の経営の自立化及び事業主の自主的な労働災害防止活動の促進を通じて建設業における労働災害防止に寄与するという使命達成に向けて、職員が一体となって業務に取り組んでいけるよう、指導力と労働災害防止に対する熱意を有すると認められる者であること。
- (5) 人格高潔で高い倫理観を有し、法令等に基づいた的確な業務を実施するため、自らが先頭に立って職員へのコンプライアンス意識の徹底を図ることができる者と認められる者であること。
- (6) 多様な人材を確保する観点から、行政経験、行政機関との調整力については、国家公務員経験者が有利となるため、考慮しない。

## 6 勤務条件

- (1) 勤務形態 常勤
- (2) 勤務地 当協会事務所  
(東京都港区芝5-35-2安全衛生総合会館7階)
- (3) 勤務時間等 役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- (4) 給与 年収 約1,500万円  
(役員給与規程に基づき支給)
- (5) 福利厚生 健康保険、厚生年金保険、健康診断等
- (6) その他 当協会の規程等に定めるところによる。